

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：重要性が乏しいため取得原価による

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、構築物、車両及び運搬具、器具及び備品、ソフトウェア

残存価額はゼロとし償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする

ただし平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については残存価額を取得金額の10%として償却を行い耐用年数到来後も使用する場合には備忘価額（1円）まで償却するものとする

②リース資産

ファイナンスリース取引については通常の売買取引にかかる方法に準じる

ただし1件あたりのリース総額が300万円以下またはリース期間が1年以内のものについては通常の賃貸借取引にかかる方法に準じる

#### (3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における期末要支給額を計上している

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している

#### (4) 棚卸資産の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法により評価する（該当なし）

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている

### 3 重要な会計方針の変更

賞与引当金を新たに採用することとした

### 4 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

### 5 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 法人運営本部拠点(社会福祉事業)
  - 法人運営事業
  - 地域福祉推進事業
  - 老人給食サービス事業
  - 要約筆記者派遣事業
  - いきがづくり促進事業
  - 寝具乾燥消毒サービス事業
  - 声の広報事業
  - 生活訓練事業
  - 福祉サービス利用援助事業
  - 生活福祉資金貸付事業
  - 心配ごと相談事業
  - 手話通訳者派遣事業
  - 手話奉仕員養成事業
  - 権利擁護支援事業
  - ボランティアセンター事業
  - はつらつ広場事業
  - 移送事業
  - 生活支援コーディネーター事業
  - 生活支援サポーター養成研修事業
  
- イ 共同募金配分金(社会福祉事業)
  - 老人福祉活動費
  - 障害児者福祉活動費
  - 児童青少年福祉活動費
  - 母子父子家庭福祉活動時
  - 福祉育成援助活動費
  - 歳末たすけあい配分金事業
  
- ウ ホームヘルプステーション(社会福祉事業)
  - ホームヘルプサービス事業
  
- エ デイサービスセンター(社会福祉事業)
  - デイサービス事業
  - ショートステイ事業
  
- オ ゆうあい園(社会福祉事業)
  - ゆうあい園
  
- カ 善意銀行(社会福祉事業)
  - 善意銀行事業
  - 特別援護資金貸付事業

- キ 地域包括支援センター（公益事業）
  - 地域包括支援事業
  - 健康教育支援事業
  - 介護支援ボランティア養成事業
  - 認知症対策推進事業
  - 地域ケア会議推進事業
- ク 居宅介護支援事業所（公益事業）
  - 居宅介護支援事業所
- ケ 福祉会館（公益事業）
  - 福祉会館事業
- コ 福祉しあわせセンター（公益事業）
  - 福祉しあわせセンター事業

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	-	-	1,000,000
合計	1,000,000	-	-	1,000,000

7 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8 担保に供している資産

該当なし

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	74,737,510	0	74,737,510
建物	1,414,131	1,414,130	1
構築物	154,675	7,733	146,942
車輛及び運搬具	22,420,222	19,792,975	2,627,247
器具及び備品	18,627,382	11,090,968	7,536,414
ソフトウェア	6,743,790	4,902,592	1,841,198
合計	124,097,710	37,208,398	86,889,312

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	27,127,845	0	27,127,845
合 計	27,127,845	0	27,127,845

1 1 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
114回利付き国庫債券(5年)	20,036,000		
合 計	20,036,000		

1 2 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3 重要な偶発債務

該当なし

1 4 重要な後発事象

該当なし

1 5 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし